

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年10月26日(2023.10.26)

【公開番号】特開2022-85022(P2022-85022A)

【公開日】令和4年6月8日(2022.6.8)

【年通号数】公開公報(特許)2022-102

【出願番号】特願2020-196499(P2020-196499)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 4 4

A 6 3 F 7/02 3 3 3 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月18日(2023.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動口への入球に基づいて図柄の変動表示を行い、該変動表示の結果に基づいて利益を付与する遊技機であって、

前記始動口が設けられる遊技領域が形成された遊技盤と、

前記遊技盤とは別部品からなる装飾部材と、

当該遊技機に装着される前記遊技盤と前記装飾部材との装着状態を判定する判定手段と、

図柄の変動表示の結果が当たりになる場合に、所定の発光装飾部を第1の多色発光態様で発光させる第1の多色発光手段と、

図柄の変動表示が行われていない状態で前記発光装飾部を前記第1の多色発光態様とは異なる第2の多色発光態様で発光させる第2の多色発光手段と、

所定の表示装置を用いて遊技に対する「のめり込み防止」に関する注意喚起を実行可能な注意喚起実行手段と、を備え、

前記発光装飾部は、前記遊技盤に設けられる盤発光部と前記装飾部材に設けられる別発光部からなり、

前記第1の多色発光態様と前記第2の多色発光態様は、前記盤発光部と前記別発光部を協働して発光せるものであり、

前記注意喚起実行手段は、図柄の変動表示が行われていない状態で前記発光装飾部が前記第2の多色発光態様で発光する場合に、該発光が終了した後に前記注意喚起を実行可能であり、

図柄の変動表示が行われていない状態で前記発光装飾部が前記第2の多色発光態様で発光する前に当該遊技機の状態として第1の状態を検知した場合には、図柄の変動表示が行われていない状態とされるなかで前記第2の多色発光態様での発光と前記注意喚起の双方が現出されないようにし、

図柄の変動表示が行われていない状態で前記発光装飾部が前記第2の多色発光態様で発光する前に当該遊技機の状態として第2の状態を検知した場合には、図柄の変動表示が行われていない状態とされるなかで前記第2の多色発光態様での発光が現出されないようにしつつも、前記注意喚起については現出されうるものあり、

40

50

さらに、前記第1の状態にて前記第2の多色発光態様での発光が現出されないときには、前記発光裝飾部の少なくとも一部を前記第1の状態に基づき所定の発光色で単色発光させるものであり、

さらに、前記第2の多色発光態様での発光は、前記始動口への入球がなくとも所定の演出操作部の操作が検出されることにより終了させることができる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、従来の遊技機では、レインボー態様での発光によって図柄の変動表示に対する大当たり期待度が高いことを示しているが、図柄の非変動表示中にもレインボー態様での発光が行われると、遊技者の遊技意欲が過度に高くなってしまう虞がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、図柄の非変動表示中に過度に遊技意欲が高くなることを抑制することが可能な遊技機を提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

始動口への入球に基づいて図柄の変動表示を行い、該変動表示の結果に基づいて利益を付与する遊技機であって、

前記始動口が設けられる遊技領域が形成された遊技盤と、

前記遊技盤とは別部品からなる裝飾部材と、

当該遊技機に装着される前記遊技盤と前記裝飾部材との装着状態を判定する判定手段と、
図柄の変動表示の結果が当りになる場合に、所定の発光裝飾部を第1の多色発光態様で発光させる第1の多色発光手段と、

図柄の変動表示が行われていない状態で前記発光裝飾部を前記第1の多色発光態様とは異なる第2の多色発光態様で発光させる第2の多色発光手段と、

所定の表示装置を用いて遊技に対する「のめり込み防止」に関する注意喚起を実行可能な注意喚起実行手段と、を備え、

前記発光裝飾部は、前記遊技盤に設けられる盤発光部と前記裝飾部材に設けられる別発光部からなり、

前記第1の多色発光態様と前記第2の多色発光態様は、前記盤発光部と前記別発光部を協働して発光せるものであり、

前記注意喚起実行手段は、図柄の変動表示が行われていない状態で前記発光裝飾部が前記第2の多色発光態様で発光する場合に、該発光が終了した後に前記注意喚起を実行可能であり、

図柄の変動表示が行われていない状態で前記発光裝飾部が前記第2の多色発光態様で発

10

20

30

40

50

光する前に当該遊技機の状態として第1の状態を検知した場合には、図柄の変動表示が行われていない状態とされるなかで前記第2の多色発光様式での発光と前記注意喚起の双方が現出されないようにし、

図柄の変動表示が行われていない状態で前記発光装飾部が前記第2の多色発光様式で発光する前に当該遊技機の状態として第2の状態を検知した場合には、図柄の変動表示が行われていない状態とされるなかで前記第2の多色発光様式での発光が現出されないようにしつつも、前記注意喚起については現出されうるものであり、

さらに、前記第1の状態にて前記第2の多色発光様式での発光が現出されないときには、前記発光装飾部の少なくとも一部を前記第1の状態に基づき所定の発光色で単色発光させるものであり、

さらに、前記第2の多色発光様式での発光は、前記始動口への入球がなくとも所定の演出操作部の操作が検出されることにより終了させることができる

ことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

このように、本発明によれば、図柄の非変動表示中に過度に遊技意欲が高くなることを抑制することが可能な遊技機を提供することができる。

30

40

50